相談支援だより

令和６年 10月11日発行　　岩戸支援学校 支援連携グループ相談・地域支援班

41日間の夏休みが終わり、生徒が元気な姿で登校してきました。大きな怪我や病気、トラブルの報告がなくうれしく思います。

先日開催された岩桜祭では保護者、卒業生、地域や関係機関…合計600余名の方々が来校いただきました。ありがとうございます！

さて、今回の相談支援だよりでは、最近よく聞く【スキマバイト】について、進路担当の三浦先生、西尾先生に伺った内容をお伝えします。

永田先生

先日、岩桜祭で来校した卒業生が【スキマバイト】の話をしていました。最近よく耳にする言葉ですが、実際にはどのようなものなのでしょうか？
今回は進路担当の三浦先生と西尾先生にいろいろと教えていただきます。よろしくお願いします。

三浦先生

【スキマバイト】とは、端的に言うと『自分の都合のいい時間だけ仕事をすること』です。一般的に短期バイトと言われているものよりもさらに短期の仕事のため"単発バイト"とも呼ばれています。メリットとしては時間に縛られず、**自分の都合のいい時だけ働ける**という点が挙げられます。

西尾先生

デメリットとしては、ほぼ毎回はじめての職場になるため**環境に馴染めず仕事にならない**ことや**契約した内容とは違う内容の仕事をさせられる（本人の勘違いも含めて）**という点が挙げられます。また、職場の人から本人の名前ではなく、登録したアプリの名前で呼ばれることもあるそうで**「大切にされている」感覚が得られない**ということも聞いたことがあります。

三浦先生

もっとも気をつけなければいけない点は**知らない間に『闇バイト』に応募してしまっているかもしれない**ということです。通常のアルバイトであれば、履歴書を提出したり面接を受けたりして採用が決まりますが、スキマバイトはアプリやSNSから応募できるため**仕事内容を理解していないまま、言われるがまま仕事をする（させられる）というトラブル**もあります。

永田先生

アプリやSNSから応募できるということは保護者が知らないうちにスキマバイトをして、収入を得ている可能性もあるということですね。子どもが**安心して安全にスマホを使用できるよう、使い方について家庭で話し合ったり、フィルタリング設定等を**したりしてください。

永田先生

アルバイトの希望がある場合、学校に申請することになっていますが流れについて教えてください。

西尾先生

基本的には
①アルバイトをすることについて家庭で検討する
②アルバイトしたい旨を担任に申し出る（学校内で協議）
③「アルバイト申請書」を受けとり、必要事項を記入し、提出する
④校長先生と面談をして、「アルバイト許可書」「アルバイト届出書」を受けとり、アルバイト先が決まり次第、「アルバイト届出書」を提出する。これが基本的な流れになります。

永田先生

なぜこのような手続きが必要なのでしょうか？また、アルバイトをする上での心構えや気を付けなければいけないことを教えてください。

三浦先生

大きな理由は２つあります。1つ目は学校生活をきちんと行えた上で、仕事内容や時間等が**高校生としてふさわしいアルバイトをしてほしい**という理由です。2つ目は**卒業後の進路に影響がでる可能性がある**ということを承知しておいてほしいという理由です。また、アルバイト先について学校が紹介することはありません。アルバイト先でのトラブル等については保護者の責任のもと解決する（学校は関知しない）ということについても理解した上で**家庭で十分な話し合いをお願い**しています。

西尾先生

卒業後にアルバイトをする際にも注意が必要です。２つの仕事を掛け持ちで行う『ダブルワーク』は**心身共に負担**がかかります。また、進路先との**契約でダブルワークやアルバイトが禁止されている場合**もあります。卒業生の中にも「収入を増やしたい」、「ステップアップやスキルアップのため」副業を考える方もいますが、そのことで**本業に支障が出ては元も子もありません。家庭や学校に相談し、慎重に**進めるようにしてください。

永田先生

アルバイト先でのトラブル（「時給が面接時と違う」「売れ残った商品の買取を強要される」など）【おかしい！】と思ったらお近くの労働局、労働基準監督署へ相談することができるとも教えてくれました。
三浦先生、西尾先生お忙しい中、ありがとうございました！

岩戸さくら

先生のイラストは本校生徒が描いてくれました。とっても上手ですよね♪

きんもくせいの甘く爽やかな香りが漂いはじめました。秋ですね。スポーツの秋、読書の秋、収穫の秋、芸術の秋…一年の中でも過ごしやすくなるこの季節ならではの愉しみは、案外、身近なところにあるのかもしれません。

10月は夕方の交通事故が多い月だそうです。夕方6時といえば、ちょっと前までは明るかったですが、10月に入ると陽が落ちるのが早く、あっという間に暗くなります。人の目が暗さに慣れていないときに、思わぬ事故が起きてしまうのだそうです。車を運転する人も歩行者も、そして自転車に乗る人も、お互いに注意をすることが必要ですね。

放課後等デイサービスのこと

放課後等デイサービス（放デイ）とは、児童福祉法による通所支援事業のひとつです。学校通学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休業中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより自立促進とともに居場所づくりを推進するものです。利用にあたっては、自治体（市町村）が発行する「障害児通所受給者証」が必要となります。「障害者通所受給者証」は一度取得した後は1年に1回更新することで継続されます。

利用料金は1割が自己負担（9割は公費負担です）で、世帯の所得に応じて月額の負担上限があります。事業所によってはお弁当を注文するときやおやつ代、イベントなどへの参加費用などが別途かかる場合があります。

放デイの内容は事業所によって異なりますので、利用を検討されている場合は、まずは見学が必要です。また、原則18歳まで（高等部卒業まで）の利用となりますが、卒業後も引き続きサービスを受ける必要性が認められた場合は、満19歳まで（20歳になるまで）利用可能となることもあります。生活能力の向上や社会との交流をめざし、多くの体験ができる放デイを上手に活用してほしいと思います。

一方で、高等部卒業後のことも考えていく必要があります。卒業後の進路先によっては、仕事や活動が早い時間に終わることもあります。放デイが利用できなくなった後、どのように時間を使うのか、居場所はどうするのか、今から準備をしておくことが必要です。

ボランティア活動のこと

　放課後等デイサービスに替わるものについて、具体的にはスイミングやジムに通っている卒業生がいます。ボランティア活動に参加している人もいます。

　今回は「ボランティア活動」についての紹介をします。ボランティア活動は、無償の「奉仕活動」ととらえがちですが、本来の意味は「自発的な意志による行動」のことです。自分がその活動を「やりたい」と思う気持ちを持つこと、活動に対して見返りを求めないこと、多くの人と交流し協力することなどが、ボランティアの原則として挙げられていることです。

　具体的には自分が住んでいる地域のごみ拾いや海岸や登山道の環境整備、清掃活動、イベントのお手伝いなど、継続的に行われるものと単発のものがあります。例えば、横須賀市のシーサイドマラソンでは、案内や誘導、給水、会場整理、手荷物預かりなどのボランティアを募集しています。本校では、11月に生徒、保護者、教員、地域の方々と「環境整備事業」として、体育館に設置されたエアコンに防球ネットを設置する予定です。（詳細については後日案内を配付しますので、ぜひ参加してください）これもボランティア活動の一つです。誰かの役に立ち、喜んでもらうために自分の時間と労力を使うことが、自分の生活のクオリティを高めることにつながると考えれば、こうした取り組みに参加することも、ボランティア活動への取り掛かりとしてよい機会ではないでしょうか。

　高等部卒業後、社会参加をしていく中で地域の様々な取り組みに目を向け、自分ができることを探し協力していくこと、居場所を作りながら地域の一員として生活していくことは大切なことだと思います。

　地域のボランティア募集に関する情報提供、参加についての相談窓口は
ボランティアセンターです。

　横須賀市は市立総合福祉会館2階によこすかボランティアセンターがあります。
各市町が発行している広報誌なども参考にしてみてください。